

福井市告示第4号

平成31年度及び平成32年度において福井市が発注する小規模修繕業務の契約を希望する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期、方法等については、福井市小規模修繕業務の契約を希望する者の登録に関する要綱（平成16年福井市告示第122号）の規定によるほか、次に定めるところによる。

平成31年1月7日

福井市長 東 村 新 一

1 対象者

次に掲げる業種の修繕等を自ら施工する事業者であって、法人の場合にあっては登記簿上の本店が、個人の場合にあっては主たる営業所が福井市内にあるものとする。

- (1) 大工
- (2) 左官
- (3) 屋根板金
- (4) 電気
- (5) 塗装
- (6) 防水
- (7) 内装
- (8) 造園
- (9) 建具

2 資格申請要件

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者は、小規模修繕業務契約資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出することができない。なお、申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した

者又は資格の認定後に、次の（１）から（４）までのいずれかに該当することとなった者については、当該資格を取り消すことがある。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(2) 福井市暴力団排除条例（平成２３年福井市条例第２２号）第２条第１号及び第２号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者

(3) 既に福井市の入札参加資格者名簿に登載されている者

(4) 納期限の到来した税を完納していない者

3 申請期間

(1) 持参による場合

平成３１年２月４日（月）から同年３月１５日（金）までとする。ただし、福井市の休日を守る条例（平成元年福井市条例第４８号）第１条第１項に規定する休日を除く。

(2) 郵送による場合

平成３１年２月４日（月）から同年３月１５日（金）までとする（同日までに必着とする。）。

4 資格の有効期間

平成３１年４月１日から平成３３年３月３１日までとする。

5 申請書の提出先

〒９１０ - ８５１１

福井市大手３丁目１０番１号

福井市財政部契約課物品契約係

6 申請書の提出方法

持参又は郵送によること。

7 提出書類の種別及び留意事項

福井市小規模修繕業務契約資格審査申請要領（平成31・32年度分定期受付用）を参照すること。

8 詳細についての問合せ先

福井市財政部契約課物品契約係

電話番号 0776 - 20 - 5277

ホームページアドレス <http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu/index.html>